

広島県告示第千百三十一号

行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「法」という。）第十三条の規定によって、次のとおり聴聞を行う。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

被聴聞者の住所及び氏名	住 所	氏 名	聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の事由
	沖縄県那覇市久米二丁目一〇番一号―一〇一号				
			平成十九年十一月二十六日（月）午前十一時から 一時三〇分	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁舎本館 地下 入札室	法第十三条第一項の規定に該当する。